

○市立枚方宿鍵屋資料館条例

平成13年3月16日

条例第4号

(設置)

第1条 枚方宿に関する文化財その他の資料（以下「枚方宿文化財資料」という。）を活用することにより、市民に歴史学習の場を提供し、もって文化活動の振興に資するため、市立枚方宿鍵屋資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 資料館の位置は、枚方市堤町10番27号とする。

(事業)

第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 枚方宿文化財資料を収集し、及び保存し、並びに枚方宿文化財資料に関する調査研究を行うこと。
- (2) 枚方宿文化財資料及び枚方宿文化財資料に関する調査研究の成果を展示し、及び閲覧に供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために市長が必要と認める事業  
(指定管理者による管理)

第4条 資料館の管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 第6条に規定する入館の制限その他資料館の利用に関する業務
- (3) 第7条に規定する利用料金に関する業務
- (4) 資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(休館日等)

第5条 資料館の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

2 資料館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、午後4時30分を超えて入館することはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て、休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。

(入館の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、資料館への入館を拒み、又は資料館から退館させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 資料館の施設若しくは設備又は枚方宿文化財資料（以下「資料館の施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 管理運営上支障があるとき。

(利用料金)

第7条 資料館に入館しようとする者は、指定管理者に資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- (1) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (5) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者
- (6) 第2号から前号までのいずれかに該当する者が資料館に入館するに当たり必要な介助を行う者

2 利用料金の額は、別表に掲げる金額を超えない範囲内で指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金の額を決定するに当たっては、あらかじめ、その額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 市長は、第3項の承認を行ったときは、その旨を公示するものとする。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

7 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(職員の配置)

第8条 市長は、指定管理者をして資料館に館長その他資料館の管理に必要な者を置かせるものとする。

(損害賠償)

第9条 資料館の施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

[平成13年教委規則第3号で、平成13年7月3日から施行]

附 則 [平成17年6月17日条例第41号]

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 [令和元年6月25日条例第14号]

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 [令和2年3月10日条例第1号抄]

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

| 区分         | 単位    | 金額              |
|------------|-------|-----------------|
| 通常利用料金     | 1人1回  | 200円 (100円)     |
|            | 1人1年間 | 2,000円 (1,000円) |
| 特別企画展示利用料金 | 1人1回  | 1,000円 (500円)   |

備考

1 特別企画展示利用料金は、通常利用料金に追加する利用料金とする。

2 ( ) 内の額は、学校の生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者が資料館に入館する場合の額とする。